

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会会則

(設置等)

第1条 大阪湾・紀伊水道における異常気象又は海象（以下、「異常気象等」という。）により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し、必要な協議を行うため海上交通安全法第35条第1項の規定に基づき、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 異常気象等に関する情報の共有
- ② 異常気象等により予想される大阪湾・紀伊水道に在る船舶への影響
- ③ 安全な避難時期及び避難方法
- ④ 走錨事故の防止対策をとるべき海域の選定及び対策の内容
- ⑤ 勧告発出等に係る連絡・周知体制の構築
- ⑥ その他異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。
- 3 会長及び副会長は、会員の互選により決定する。
- 4 協議会に幹事会を置く。
- 5 幹事会は、別紙の幹事会の欄に掲げる者をもって構成する。

(会長等)

第4条 会長は、議事その他の会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があったとき、その職務を代行する。
- 3 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第5条 総会は、すべての構成員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を決議する。
 - ① 第2条の協議事項
 - ② 会長及び副会長の選任
 - ③ 本協議会の会則（組織の名称変更や人事異動に伴う構成員の交代等による別紙の更新を除く。）
 - ④ その他本協議会の活動に必要な事項

(総会の招集)

第6条 総会の招集は会長が行う。ただし、協議会設立時等会長が選任されていないときは、構成員の過半数の合意により総会を招集することができる。

2 総会は、原則として年1回開催する。

3 会長は、次に掲げる場合には、臨時の総会を招集することができる。

① 第2条の協議事項が生じたときであって、前項に規定する総会の開催を待っていたのでは時機を失すると会長が判断したとき。

② 構成員から要請があり、幹事会において開催が必要と決議されたとき。

4 会長は、総会を開催するときは、あらかじめ総会の日時、場所及び議案を構成員に通知しなければならない。

(議長)

第7条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、協議会設立時等会長が選任されていないときは、出席した構成員の互選により議長を選出する。

(決議)

第8条 総会の決議は、構成員の過半数(書面及びオンライン参加を含む。)で決することとし、可否同数の場合は、会長が可否を判断する。

2 構成員は総会への参加について代理を立てることができる。

3 構成員は会長に決議を委任することができる。

4 会長は、やむを得ない事由により総会を開くことが困難な場合においては、協議事項の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴するとともに賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

5 構成員は、総会への出席が困難な場合においては、あらかじめ、その意見等を記載した書面を直接又は最寄りの港長又は港則法の適用港を所管する海上保安部署長を経由して会長に提出することができ、会長は、当該書面の内容を十分尊重し、議事を進めなければならない。

6 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、総会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

7 総会の議事については、事務局が議事録を作成するものとする。

8 総会の議事は、原則、公開とする。ただし、議事の公開により、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると会長が認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長が招集する。

2 幹事会は、幹事会構成員の過半数の出席(電話又はオンライン参加を含む。以下、同じ。)がなければ開催できない。

- 3 幹事会の議長は、会長が行う。
- 4 幹事会の決議は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が可否を判断する。

(総会を開催するいとまがない場合の措置)

第10条 会長は、第2条に定める事項について、異常気象等の発生、接近等が急などのため、総会を開催するいとまがないと判断されるときは、第5条及び第8条の規定にかかわらず、幹事会を開催して必要な決議を行うことができる。

- 2 会長は、前項の決議を行ったときは、速やかにその内容を構成員に通報するとともに、その後開催される最初の総会において承認を得なければならない。

(結果尊重義務)

第11条 協議会の構成員は、海上交通安全法第35条3項に基づき、協議が整った事項について尊重しなければならない。

(協議会・幹事会の事務局)

第12条 協議会及び幹事会の事務局は、第五管区海上保安本部交通部航行安全課に置く。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議会において協議して定める。

附 則 この会則は、令和3年7月1日（改正法の施行の日）から実施する。

(別紙)

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員

	組織・役職	幹事会	備考
会 員	公益社団法人 神戸海難防止研究会 会長	○	
〃	大阪湾水先区水先人会 会長	○	
〃	内海水先区水先人会 会長		
〃	和歌山下津水先区水先人会 会長		
〃	小松島水先区水先人会 会長		
〃	一般社団法人 日本船主協会 株式会社商船三井 海上安全部 部長代理	○	
〃	一般社団法人 日本船長協会 常務理事	○	
〃	近畿旅客船協会 会長	○	
〃	神戸旅客船協会 会長		
〃	全日本海員組合関西地方支部 地方支部長	○	
〃	全日本海員組合大阪支部 支部長		
〃	大阪海運組合 理事長		
〃	兵庫海運組合 理事長		
〃	全国内航タンカー海運組合関西支部 支部長	○	
〃	全国内航タンカー海運組合薬槽船支部 支部長		
〃	外国船舶協会 会長	○	
〃	阪神港大阪区堺泉北区/阪南港/大阪港海難防止対策委員会 委員長	○	大阪港湾局防災・施設担当部長
〃	阪神港神戸区尼崎西宮芦屋区台風・地震津波対策委員会 委員長	○	日本郵船関西支店支店長代理
〃	和歌山紀北地区台風・津波対策協議会 会長	○	ENEOS株式会社和歌山製油所環境安全副所長
〃	徳島小松島港台風・地震津波対策委員会 委員長	○	オーシャントランス㈱
官公庁	近畿運輸局長	○	
〃	神戸運輸監理部長	○	
〃	四国運輸局長	○	
〃	近畿地方整備局長	○	
〃	四国地方整備局長	○	
〃	大阪管区気象台長	○	
〃	大阪府 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	兵庫県 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	和歌山県 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	徳島県 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	大阪市 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	神戸市 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	第五管区海上保安本部長	○	
〃	大阪海上保安監部長	○	
〃	神戸海上保安部長	○	
〃	和歌山海上保安部長	○	
〃	徳島海上保安部長	○	
〃	関西空港海上保安航空基地長	○	
〃	堺海上保安署長		
〃	岸和田海上保安署長		
〃	西宮海上保安署長		
〃	海南海上保安署長		
〃	大阪湾海上交通センター所長		
事務局	第五管区海上保安本部 交通部 航行安全課	○	